平成２２年（フ）第８４７０号
大阪府東大阪市瓢箪山町24番14号　田辺文化北端
債務者　竹本満理子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５０６号
大阪市福島区鷺洲５丁目12番34号　コスモメイト野田206号
債務者　荒木　峰一
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５３６号
大阪府八尾市小畑町２丁目29番地の４
債務者　森本亜裕美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７９４号
大阪府茨木市郡４丁目６番17号
債務者　吉岡　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９１７号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―609号、申立時の住所大阪市住之江区南港中３丁目３番34―205号
債務者　辻　　幸雄
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９６５号
大阪市東淀川区東淡路３丁目３番38号　バートンハウス淀川306号
債務者　中村　勝幸
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０００号
大阪市淀川区十三東５丁目４番14号　ヴァンベール淀川406号
債務者　ミディネットこと　井上　正悟
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１５１号
大阪府豊中市服部西町２丁目４番10号
債務者　冨田　昌寛
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２４６号
大阪市東淀川区西淡路４丁目24番３号　エクセル須賀の森417号
債務者　前波　啓介
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２９２号
大阪府茨木市新堂１丁目７番19号
債務者　松永　和浩
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４０３号
大阪市生野区桃谷１丁目９番２号
債務者　須川祐三子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４５２号
大阪府吹田市岸部北５丁目40番３号
債務者　岡田　真和
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４５３号
大阪府吹田市岸部北５丁目40番３号
債務者　岡田みどり
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５１９号
大阪府枚方市長尾北町２―1845―１　介護老人保健施設なごみの里、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作５丁目1345番地の１
債務者　掃部　　勇
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６７７号
大阪府摂津市南別府町14番１―302号
債務者　岩井　和樹
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７１３号
大阪府交野市私部西１丁目34番12―701号
債務者　羽生富美奈
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３１号
大阪府吹田市高野台２丁目１番B44―413号
債務者　髙橋　純子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部